

## 【九州市長会提出議案】

### 第1号議案 浄化槽設置整備事業の補助範囲の拡充について

#### 「都市財政の拡充強化について」

（豊後大野市）

国においては、循環型社会形成推進交付金の浄化槽設置整備事業において浄化槽の普及を進めているところである。

本交付金は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、浄化槽本体設置工事費、撤去費用及び宅内配管工事費を補助対象としているが、汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換については、浄化槽本体設置工事費のみであることから個人負担が大きく、合併処理浄化槽への転換が進まない要因となっている。

については、さらなる生活排水処理率の向上を図るため、汲み取り槽からの転換についても撤去（埋土含む）費用と宅内配管工事費を補助の対象とするよう強く要望する。

## 第2号議案 自治体情報システムの標準化について

### 「施設整備事業等に対する財政措置について」

( 中津市 )

総務省による「自治体 DX の推進等に関する都道府県説明会」が昨年12月21日に開催され、自治体情報システムの標準化・共通化について新たなスケジュールが示された。

また同日に開催された「デジタル・ガバメント閣僚会議」で「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」などが決定され、国が主導して社会のデジタル化を整備することが示された。

多くの地方自治体においては、住民記録システムをはじめ、税関係などの基幹システムが更新の時期を迎えており、現在、クラウドシステムを想定したシステムの移行に向けて準備を進めている状況である。

こうしたことから、今後、国においては地方自治体での重複投資が発生しないように、システム更新時やメンテナンス時に費用が抑えられるシステムの標準化・共通化の仕様決定を急ぐとともに、それへの移行時等の財政措置を早期に明確に示すよう要望する。

### 第3号議案 地域イントラネットの施設整備について

#### 「施設整備事業等に対する財政措置について」

( 中津市 )

急速な情報化が進展する中、市民生活に直結する地方自治体の業務遂行には地域イントラネット(本庁・支所・出先機関等を結ぶネットワーク)の基盤となる光ファイバー網の安定的運用は、必須条件となっている。

地方自治体では、イントラネット経由での防災カメラ映像の受信や避難所での情報収集措置の一つとして無料 Wi-Fi の整備などを行っていることもあり、イントラネットの安定的運用は、日常の業務以外に防災上も必須のものとなっている。

光ファイバー網による地域イントラネットの整備については、多くの自治体が国からの支援を受けて行っているが、新設時から光ファイバーの耐用年数を迎え、更新時期となっており、本市においては、老朽化に対する施設更新や災害による回線断裂等の対応のため、国道 212 号幹線の代替道路として建設を進めている中津日田道路への予備回線の設置を予定している。

しかしながら、現在、地域イントラネットの新設や更新に対する国の支援はなく、近年の逼迫した地方財政のもとでは、地方自治体のみの財源で整備するのは大変困難な状況であることから、本整備にかかる国の財政支援措置を要望する。

## 第4号議案 障害者福祉にかかる地域生活支援事業の国の補助率確保について

### 「福祉施策の充実強化について」

( 杵築市 )

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく地域生活支援事業は、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するものである。

具体的には、地域活動支援センター事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業などで構成されており、今後本事業の利用が増大することが見込まれる。

地域生活支援事業を実施する際の負担割合については、国 50%、県 25%、市町村 25%となっているが、実際には国の補助率は50%を大きく下回り、年々低下する一方である。

近年の過疎化の進展や少子高齢化等の社会状況の変化、逼迫した地方財政のもとでは国の補助率の低下等で十分な事業の実施が困難な状況であり、慢性的な市町村の一般財源による充当が重い負担となっている。

現下の厳しい地方の財政状況を鑑み、国は十分な予算を確保する中で、補助率 50%を堅持するよう要望する。

## 第5号議案 訪問介護等訪問系サービスにかかる移動加算の設定について

### 「介護保険制度について」

( 杵築市 )

介護報酬は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護等の訪問系サービスについては、国が定める地域でサービスを提供する場合に、特別地域加算、中山間地域等小規模事業所加算、中山間地域等居住者サービス提供加算が算定できるとなっている。

このようないずれの加算の対象地域に該当しない場合でも、事業所から片道30分程度の移動を要する市町村もあり、遠距離訪問や利用者が少ない地域では、効率性や採算性の面から今後も継続してサービスを提供していくことに困難さを感じている。

こうした経営的理由により、訪問介護サービスの廃止を予定している事業所も出てきており、それをカバーするためには、今後一層、残された事業所に負荷がかかることが予想され、そのような状況が続けば、ドミノたおしの事業廃止やサービスが提供できない地域が発生することも考えられる。

そのような状況に陥ることを防ぎ、地域における継続的な介護サービスの提供確保のため、介護報酬に移動距離に見合った新たな加算を設定することを要望する。